

資格取得費助成金交付規程

岡山北商工会

(目的)

第1条 この規程は、経営対策事業の一環として、経営上で必要となる各種資格や免許、あるいは技能等の資質の向上を図ろうとする会員事業所に対して岡山北商工会（以下「本会」という。）が資格取得費の一部を助成することにより事業所の発展、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 資格取得費の助成を受けることができる者は、本会の会員とする。資格取得対象者は、会員である事業主又は会員事業所に勤務する従業員（家族従業員を含む。）とする。

(助成対象資格等)

第3条 助成対象となる資格は、次の各号のいずれかに該当するもので、本会が認める国家資格及び公的資格とする。

- (1) 事業を経営する上で必要とする資格であること。
- (2) 資格取得により当該事業所に有意義であると認めるもの。
- (3) その他自己啓発と自主学習意欲を喚起し当該事業所の発展に貢献すると認めるもの。

(助成金)

第4条 本会が助成対象者に支払う助成費は、次のとおりとする。

- (1) 年間1事業所につき3名まで（年間1名につき1回）とする。
- (2) 助成金額は受検料・受講料の1/2とし、1名につき10,000円を限度とする。
- (3) 他の機関より助成金が支給される場合は、その助成金を除いた金額の1/2とする。

(助成の申請)

第5条 助成対象者は、資格取得費助成金交付申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

(助成の決定通知)

第6条 本会は、前条の申請について内容を審査し、助成対象者としての可否を決定し、資格取得費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取り消し、返還)

第7条 本会は、偽りその他不正の行為により申請したと認めたときは、決定の取り消し、又は既に交付した資格取得費助成金の全部の返還を求めることができる。
また、助成の決定通知日以降、1年以内に資格取得がなされない場合は決定を取り消すこととする。

(助成金の支給)

第8条 所定の資格を取得した助成対象者は、資格取得費助成金請求書（様式第3号）により1ヶ月以内に、終了証書又は合格証及び領収書の写しを添付し、本会に請求しなければならない。

（細則）

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は平成21年5月8日から施行する。